

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 18 号 2022年 7 月 5 日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル 0120-501-581

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

さらに非正規労働者の拠り所となるために

NPO法人非正規労働相談センターひろしま 第7回通常総会 開催



NPO非正規労働相談センターひろしまは、第7回通常総会を5月22日、広島ビッグフロントにおいて、委任状を含む35名の出席のもとで開催した。

総会は、土屋みどり理事の司会のもと、上関副理事長を議長に選出し開会した。

土屋理事長から令和3年度の事業報告が行われた。令和3年度はコロナ禍で定例の講演学習会は開催できなかったものの、新型コロナウイルス対策などを主とした2回の電話相談ホットラインを開催したこと、そして通信を年4回発行してきたこ

ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索！

となどが報告された。特徴的なこととして、令和3年度は公益財団法人三菱財団からの助成金を得て、ブラジル人労働者やベトナム人技能実習生など外国人労働者の支援活動を行ったことが報告された。

続いて、村中理事から、令和3年度決算報告が行われ、監事から適切に処理されているとの監査報告を受けた。その後、土屋理事長から、街宣活動をより強化し、当法人の存在を広く市民に知らしめて、労働相談活動を強化し、さらに外国人労働者の支援活動を継続し、当法人を広島県下の非正規雇用労働者の拠り所にしていこうと令和4年度事業計画案が提案された。引き続き、村中理事から令和4年度活動予算案が提案された。続いて、柳理事から令和4年度役員選任案が提案された。

質疑応答では、三菱財団からの助成金受給に至る経緯についての質問や、今後の学習会の開催のあり方、NPO非正規労働相談センターひろしまの知名度を上げる手法などについて建設的な提起があった。この後、提出された議案はすべて承認された。

閉会の挨拶で、土屋みどり理事は、NPO非正規労働相談センターひろしまの知名度を上げること、外部講師を招いて定期講演学習会を開催すること、NPOのホームページを充実すること、種々の取り組みを年4回発行する会報で報告したいと、令和4年度の抱負を述べ、全体でNPOの活動をより強化していくことを確認して、総会は成功裏に終了した。



総会で報告する土屋理事長



外国人労働者にまともな権利を！

「外国人技能実習制度廃止！ 全国キャラバン」報告

**なくそう 実習生制度！
創ろう まっとうな移民制度！**

外国人技能実習生制度は、「日本の優れた技術を発展途上国に役立てる、また、役立てることのできる人材を育成する」という建前とは裏腹に、最低賃金で働かせる安い労働力の確保という実態がある。建前と実態の間にこれほど大きな隔たりがある制度は他に類を見ない。そして、実習生たちは巨額の借金を抱え(およそ100万円)、「日本で頑張って働けば300万円の貯金ができる」といううたい文句の下、出稼ぎとして来日している。岡山 の建設に携わる実習生たちへの暴行事件がテレビで大々的に報道されたのは記憶に新しい。あれほどひどい暴行が日常的に繰り返されていても、実習生たちは逃げることができ

ない。それは、彼らに就労の自由、移動の自由がなく、逃げれば「失踪」として、他の職場で働けば「不法就労」として、警察に追われることとなるからである。実習生たちは犯罪者になるために日本に来たのではない。追及されるべきは、このような事態を引き起こす実習生制度そのものであり、人権侵害を繰り返す事業主、月に3~5万円もの管理費を徴収する監理団体に他ならない。

「現代の奴隷制」「3年間の人身売買」と言われる外国人技能実習生制度はもはや廃止すべきである。そして、まっとうな移民制度を創り上げていかねばならない。

広島集会とスタンディング

5月29日、午後1時から、アステールプラザにおいて外国人技能実習生制度廃止に向け



での広島集会在、全国キャラバンの一環として行われた。集会是30名を超える参加者の下、多くの発言が行われ、熱気あふれるものとなった。

土屋委員長が司会を行うとともに、全国キャラバンの意義を明らかにする開会挨拶を述べた。続いて、実習生弁連で活躍される端野弁護士から、実習生制度の下で引き起こされた事件を通して、実習生制度の持つ欠陥が鋭く指摘された。とりわけ、端野弁護士が担当された江田島で起こった殺人・傷害事件や、資格外活動を行ったとして逮捕された実習生たちの裁判などの具体例を挙げての報告は、実習生制度の欠陥を強く印象づけた。

続いて、ユーシンで働くベトナム人技能実習生二人が登壇し、資格外活動を強要され、まともなプラスチック成形の技能修得ができなかったことへの損害賠償と慰謝料を求めた労働審判申立の報告をした。当日になって、通訳の方が参加できなかったため、概略を土屋みどり書記長が報告し、本人たちは自分の気持ちや決意をできる限りの日本語で表明した。会場からは、二人の決意に対して熱い連帯の拍手が送られた。



広島本通りでのスタンディング

さらに、外国人技能実習生を支援する会代表の吉田舞さん、広島文教大学の准教授であり、スクラムユニオン執行委員である岩下康子さん、広島外弁連事務局の土井桂子さん、広島大学博士課程に留学しているインドネシア人のレザ・ルスタムさんなど、さまざまな立場から、実習生問題に取り組んでいる方たちの意見表明と決意が語られた。

この広島集会では、多くの意見が語られ、交流が行われ、今後のネットワーク形成に向けてのつながりを形成できたという意味で、大きな意義があったと言える。

最後に、土屋委員長が技能実習生制度の廃止に向けて、全国キャラバンをやり遂げることと新たな移民制度、まっとうな外国人受け入れ制度を創り上げていくことの重要性が訴えられた。このことを参加者全員で確認し、本通りでのスタンディングへと向かった。

本通りでのスタンディング

本通りというのは、広島での中心街に位置する繁華街である。若い人たちも多く行き交うところであり、広島で街頭宣伝する場合にはよく利用されている。

全国キャラバンの取り組みのために作成された横断幕を掲げ、また、準備されたプラカードを掲げてのスタンディングであった。暑い日差しの中であったが、多くの通行人が注目していた。とりわけ、横断幕には注目が集まり、じっと見入る人、スマホで写真を撮る人、立ち止まって見る若いグループなど、普段の街宣では感じられないものがあった。また、土屋委員長がマイクを持って訴えかけたが、その訴えに耳を傾ける人や「ビラなどはないんですか」と尋ねてくる人など、反応の大きさに、スタンディングをしているわれわれが驚かされるほどであった。

全国キャラバンの取り組みで掘り起こされた世論を、さらに大きくしていくために、連続的な運動をやっていかねばならないだろう。

鳥取の街宣・スタンディングと愛媛集会

鳥取では、6月1日に地域ユニオンとつとりの仲間と技能実習制度廃止!全国キャラバンに取り組んだ。これは5月29日の広島、福山、岡山での技能実習制度廃止!全国キャラバンの集会・スタンディング行動に続くものであ

る。

当日は、広島からの応援者も含めて、宣伝カー2台に分乗して、二つの工業団地周辺を周り、就労の自由、移動の自由もなく「現代の奴隷制」と言われている技能実習生制度を廃止しよう！外国人労働者を生きた人間として、労働者として日本に受け入れる制度をつくらう！と訴えた。そして、夕方17時前からは、JR鳥取駅前では技能実習制度廃止！を呼びかけるスタンディングアクションを行なった。

鳥取市民は、岡山県の建設現場で働く実習生に対する暴行事件もあり、技能実習制度に関心が高く、小手先の改善ではなく、制度そ

のものをなくし、まっとうな移民制度を創ろうという訴えに立ち止まって熱心に耳を傾けていた。準備した「なくそう 実習生制度 創ろう まっとうな移民政策」と訴えたチラシもまたたくまになくなった。

6月10日には、四国愛媛において、技能実習生制度廃止に向けての集会が行われた。えひめユニオンの呼びかけで集まった参加者たちは、土屋委員長の講演を受け、外国人技能実習生制度の問題点を把握した。そして、「現代の奴隷制である外国人技能実習生制度の廃止を実現しよう。まっとうな移民制度を創り上げよう。外国人労働者を単なる労働力としてではなく、生きた生身の人間として、労働

～最近の相談事例から～

最近の相談には、パワハラ問題が多い。職種はさまざまだが、退職強要、退職勧奨を伴うパワハラ案件が目立つ。

1, Aさんの事例

広島市内の鉄工所に勤めるAさんは、検査や荷受け、出荷、品質管理などを行っている。あるとき、古参の同僚から突然顔面を殴られた。Aさんは全治5日ほどのケガを負った。「なんで台車をもどさんのか」ということだったが、普段の作業とは離れたところに置いてあって、そのこと自体を知らされてなかった。あまりの理不尽さに、被害届を警察に出したが、社長や部長は「被害届を取り下げろ」と言い、仕事から外してきた。

この事件の加害者に対しては何らの対処もせず、逆にAさんに退職するように仕向けてきている。Aさんは、同僚の暴力も社長や部長の意向を受けたものではなかったかと考えている。

2, Sさんの事例

Sさんは、ある大手生命保険会社に営業部長として勤務していた。ところが、この4月、4段階ぐらいの降格人事が行われ、静岡から広島へと異動になった。本人には全く理由も告げられなかった。会社規定では、2段階以上降格の場合は、説明と弁明の機会が与えられるとなっている。

納得のいかないSさんは、スクラムユニオンに加入し、団体交渉で降格人事の理由説明と降格に伴う逸失利益の補償を求めている。

この件は、降格人事を使った退職強要、もしくは退職勧奨と言える。あからさまなパワハラである。

3, Oさんの事例

B型作業所に長年勤めていたOさんは、作業所の異動に伴い社長の近くで働くこととなった。すると、作業所での運営方針上、いろいろなところで社長との意見が食い違うようになった。そのことで本人は今年の2月には退職するとの意向を伝えていた。ところが、昨年11月、些細な問題をきっかけに解雇となった。解雇予告手当と退職金は支払われたものの対外的には自己都合退職として扱われた。

このことに納得できなかったOさんはスクラムユニオンに加入し、団体交渉で事実を明らかにし、本来退職前に使うつもりであった有給休暇分の賃金支払を求めている。